

## 生保裁判連・第26回総会・プレ集会在開催されます！！

東京都三多摩で10月18日に開催予定の全国生活保護裁判連絡会第26回総会交流会に先立ち、プレ集会在、

2020年7月19日(日)午後1時から、国分寺労政会館(東京都国分寺市南町3-22-10、JR中央線「国分寺駅」南口下車徒歩5分)

で開催されます。

○吉田雄大弁護士(いのちのとりで裁判・事務局長)による

いのちのとりで裁判 6.25名古屋地裁判決報告

○藤原精吾弁護士(堀木訴訟主任代理人)による

「社会保障裁判のクライシスをどう突破するか一試論」

の二つの重要な報告を予定しております。

当日会場での参加のほか、YouTube ライブ配信を予定しています。詳しくは同封のチラシをご覧ください。

なお、YouTube ライブ配信のURLは [https://youtu.be/I\\_88zJ8XMu8](https://youtu.be/I_88zJ8XMu8) です。ぜひご参加ください。

## 各地の闘いの報告 コロナ対策ホットラインの取り組みについて

弁護士 民谷渉

新型コロナウイルスが猛威を振っています。全国の弁護士、司法書士、社会福祉士、労働問題の専門家などが、各地で「コロナ災害を乗り越える いのちとくらしを守る何でも相談会」の取り組みを行っています。

これまでに、2020年4月18日(土)・19日(日)と、2020年6月6日(土)の2回実施されました。

4月18日(土)と19日(日)は、全国25地域・31会場で開催しました。このときは、緊急事態宣言中に実施したというタイムリーさもあってか、電話が鳴り止まず、2日間合計で5009件の相談を受けました。6月6日(土)に実施した相談会は、全国47都道府県で実施され、1217件の相談を受けました。2回の相談会では、いずれも、同じような傾向が出ています。まず、相談者の職種は、自営業・個人事業主、パート・アルバイト、派遣などの、不安定な立場の方からの相談が多かったことです。もちろん、正社員の方からの相談も一定数あり、全ての働く人々にとって、コロナウイルスの影響が大きかったことが分かります。また、相談の内容では、特に、「外出自粛・休業要請で仕事と収入が



途絶え、今月又は来月の家賃(自宅・店舗)やローン(住宅・事業)が支払えない。生活費も底をつく」などといった、生活に直結する問題の相談が多くあったことです。

生活や事業の維持のための補償が全くなされないまま、外出・業務の自粛要請だけがなされてきたことの帰結と言えるでしょう。外出自粛・休業要請をするのであれば、債務が残るだけの融資や貸付ではなく、安心して休める補償がセットで行われるべきです。また、働く人々の生活基盤を確保し、債務・税金等の支払い負担からの一時的解放など、しかるべき施策を早急に整備する必要があります。そうしなければ、今後、数か月で大量の働く人たちが失業・廃業に追い込まれて生活の基盤を失うことになってしまいます。

そんな中で、生活に困窮した方々へのセーフティネットとして、生活保護の活用が、改めて注目されています。厚労省は、新型コロナウイルスの影響で、生活に重大な影響が出る人が激増することを見過して、何度も事務連絡を出して、申請権を侵害しないこと、速やかな保護決定、現在地保護の徹底、柔軟な要否判定などを周知しており、適切な対応をしていると評価できます。また、厚労省は、一人当たり10万円の特別定額給付金や、ひとり親世帯臨時特別給付金を、生活保護世帯が受け取った場合、収入として認定しないこととする通知を出しており、この点でも適切な対応を取っています。

また、生活保護には至らないまでも、生活に困窮した方が活用する諸制度について、厚労省が、様々な通知や事務連

絡を出して、制度の改善や活用の呼びかけを行っています。住宅確保給付金の求職活動の要件を緩和したり、生活福祉資金貸付の要件を柔軟にしたりして、活用しやすくしています。また、「緊急小口資金等の特例貸付」には償還免除制度がありますが、各地社協で、周知が不十分だとして、厚労省から何度も事務連絡が出ています。

最後になりましたが、「何でも相談会」は、8月以降にも実施を予定します。詳細な日程や内容は、改めて告知いたしますが、一人で悩まず、ぜひ活用してください。



## 50代と20代の2人が餓死した事件 ～八尾市餓死事件の経過と問題点

花園大学 吉永純

北九州市小倉北区おにぎり食べたい事件(生活保護を廃止され本人が「おにぎり食いたい」というメモを残して2007年7月に餓死に至った事件)など、生活保護を廃止された結果としての餓死事件はこれまでもあったが、本来生存権が保障されているはずの生活保護を利用中の方が餓死に至ったのが本件である。それも57歳母(保護利用中。Aさん)と24歳息子(保護非利用。Bさん)という、若い二人が亡くなった点でも本件の異常性は際立っている。本事件の経過を辿ると、生活保護の運用にお

いて、多くの疑問が見いだせる。以下、新聞報道や八尾市当局の説明から事実を辿ってみよう。

## 2019年末に1月分の保護費を受け取りに来なかったAさん

2019年12月5日に、Aさんは12月分保護費を受け取りに市役所に来たが、12月26日に支給される1月分保護費を受け取りには来なかった。市はAさんに電話したり家族（Aさんの母）に伝言を頼んだりしたが安否確認できなかった。Aさんは2020年2月初めに2月分保護費も受け取りに現れなかったため、職員が2月10日に訪問したが応答なく、無施錠の室内をのぞいたが異変には気付かなかった。さらに、2月18日に、市は、「失踪」を理由に保護の廃止を決定した。

## 餓死状態で発見された二人

一方、2月22日にAさん宅を訪問したケアマネが、呼びかけに応じなかったため、無施錠のドアを開けて、AさんとBさんの遺体を発見した。Aさんは布団で、Bさんは隣の介護用ベッドでおむけに倒れていた。Aさんは死後1カ月以上、Bさんは同10日（原因は低体温症）。水道、ガスは止められ、食べかけのマーガリンと小銭などしか残っていなかった。

Aさんは、足が悪く、くも膜下出血の手術を受けたこともある。Bさんは、高卒後介護の事務職やコンビニ、鉄工所など職場を転々。支援してくれていたAさんの元夫も数年前に病死。Bさんは足の悪いAさんの「つえ代わり」となっているも肩を貸していた。収入はAさんの生活保護費だけで生活は苦しかった。2019年秋ころ「食べるものがない」と知

人女性から5000円借りて凌いだりしていた（返済している）。

## いくつかの疑問 なぜ単身保護？ 失踪してもいないのになぜ「失踪廃止」？

私は、4月4日以降、八尾市関係者との本件の検討会に出席してきたが、そこで浮き彫りになった問題点は、以下の点である。

第一に、生活保護の対象はなぜAさんだけだったのか。同居していたと思われるBさんはなぜ保護から外れていたのかである。その後の聴き取り等を総合すると、Bさんが仕事が決まれば、収入等の確認などせずに保護が廃止されていたようであるが、実際にBさんが仕事に就いた形跡はなく、結局Aさん一人分の保護費で2人が生活していたことになる。加えて、Aさんは不正受給の返還徴収金を毎月2万円徴収されていた。この状態では相当の生活困窮状態であったと思われる。事実、1月15日には水道料金滞納のため、配水停止となっていた。生活保護運用上、Bさんを保護しなかった点、通知に反して2万円も徴収していたこと（通知によれば単身世帯の場合徴収金は月せいぜい5千円）、そのような状態であるにもかかわらず保護を廃止した点において違法性は明らかだ。

第二に、八尾市の職員（ケースワーカー）の1月の訪問等がきわめておざなりな形式的なものであった点だ。職員は年始の業務開始日の1月6日には訪問しているが、Aさんと会っていない。年末に1月分保護費を受け取っておらず、この時点でも安否が確認できないのであれば、異変が起きていると考えるのが通常の判断であろう。遅くともこの時点で

室内に立ち入る必要があったが、職員は立ち入っていない。諸般の状況を勘案すると、Aさんは1月20日頃、Bさんは2月10日頃死亡したものを推測される。1月6日に押し入っていたならば二人は助かった可能性が強い。また、このような調査不十分での「失踪」による廃止は違法である（失踪ではなかった）。

第三に、Aさん、Bさんらは、支援が必要な利用者だったことがうかがわれるが、福祉事務所は、専門機関等との連携等は行っておらず、上述のようなおぼろぎの対応に終始していた。

その他、水道局と福祉事務所との情報共有がなされていなかったなど関係機関相互間の連携不足も明らかである。調査団はすでに結成されている（団長、井上英夫金沢大学名誉教授）。今後さらに現地からのヒアリングなどを実施して、際立つて異常な本件の全容解明に努めていく所存である。

いこのとりで裁判で不当判決！  
弁護士 岡田 康平  
令和2年（2020年）6月25日、名古屋地方裁判所民事第9部（角谷昌毅裁判長）は、平成25年8月から3年間



かけてなされた、平均6.5%、最大10%（年間削減額約670億円）の生活保護基準引下げの取消等を求めた裁判について、原告の請求をいずれも棄却する判決（以下「本判決」という。）を言い渡した。本判決は、全国で提訴されている同種事件での初めての司法判断であった。

本件における生活保護基準の引下げは、主に①「デフレ調整」と②「ゆがみ調整」の名の下になされたものであるところ、①「デフレ調整」については、厚生労働大臣が「生活扶助相当CPI」という物価指数により実態と大きく異なる下落率を導き出した物価の計算方法に問題があり、②「ゆがみ調整」については、生活保護基準の専門的評価及び

検証を行っている生活保護基準部会が検証した数値を、厚生労働大臣が独断で2分の1にしたという問題がある。両者はいずれも看過し難い重大な問題であるにもかかわらず、本判決はこれらの論点についていずれも精密な検証を行うことなく原告の主張を排斥し、国側の主張を全面的に肯定し、厚生労働大臣の広範な裁量を認め、これらの問題を裁量の範囲内として許容した。

また、老齢加算に関する最高裁判決が示した「統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性」の有無に関する検討を實質的に懈怠している点や生活保護基準部会の部会長代理であった岩田正美証人の証言について一切触れられていない点など、本判決の問題点は枚挙に暇がない。

最も問題なのは、本件の引下げの背景事情を「自民党の政策の影響を受けていた可能性を否定することはできない」

とまで認定しながら、一政党の政権公約を「国民感情や国の財政事情を踏まえたもの」で「これらの事情を考慮することができる」として保護基準への直接の影響を容認した点である。そもそも、生活保護法8条2項は、生活保護基準を定めるときに考慮すべき事項を「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じた必要な事情」と定めているところ、国民感情や、国の財政事情、一政党の政権公約が同項の「必要な事情」に該当しないことは明らかである。本判決は、生活保護法の規定の文言や趣旨に反するものであり、本判決を言い渡した裁判所は、法治国原理を無視していると言わざるを得ない。

本判決の論理がまかり通れば、一政党の煽動によって形成された「国民感情」を根拠に、少数者の人権を侵害する処分等を裁判所が追認する事態を招くことにもなりかねないため、本判決は到底容認できるものではない。

本判決が控訴審や同種の訴訟が係属している他の地裁において踏襲されることのないよう、本判決の不当性を訴えるとともに、全国の弁護士連帯を一層強化する必要があると思われる。

